

# パブリックコメント（市民意見公募手続）

## 結果公表

平成 22 年 8 月 10 日から平成 22 年 9 月 9 日までの間「議会基本条例(案)」について、パブリックコメントを実施した結果、次のとおりご意見が寄せられました。いただいたご意見に対する議会の考え方をまとめましたのでお知らせします。

ご意見をお寄せくださりありがとうございました。

### ■意見を求めた案件名：上越市議会基本条例（案）

結果公表期間	平成 22 年 10 月 25 日（月）～ 平成 22 年 11 月 12 日（金）
結果公表場所	議会事務局、市政情報コーナー（市役所 1 階）、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田地区公民館、直江津地区公民館、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

### ■寄せられた意見数 計画（案）に対する意見 56 件 7 人

#### 【内訳】

計画（案）に対する意見	反映した意見	6 件
	一部反映した意見	12 件
	反映しなかった意見	38 件
	既に計画（案）に記述済の意見	0 件
計画（案）以外の意見		0 件

### ■問合せ先

上越市 議会事務局	電話：025-526-5111（内線 1735、1736）
-----------	-------------------------------

※パブリックコメント条例に関するご質問は広報対話課市民対話担当へお問い合わせください。

電話：025-526-5111（内線 1425、1556）

## パブリックコメントで寄せられたご意見と議会の考え方

案件名	上越市議会基本条例(案)	担当課	議会事務局
-----	--------------	-----	-------

### 第2条 議会の活動原則

No.1	ご意見の該当箇所：第2条 議会の活動原則
ご意見	第2号について、いつの時点でどの様な方法で説明責任を果たすのか。時期並びにどのような方法により市民に知らせ、審議に反映させるかが重要である。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	<p>第2条では議会の活動の原則として、市民への説明責任を果たすことを規定しております。これは議員個人ではなく、議会という一つの組織としての説明責任を定めたもので、その方法として議会だよりやインターネット等の活用、会議の原則公開、議案に対する議員の賛否の公表などを第7条で規定しているほか、議会が地域に出向き、市民の皆さんと直接意見交換を行う場を設けることを第9条議会報告会、第10条広報広聴委員会の条文で規定しているところです。</p> <p>現在、3月(予算)と9月(決算)の定例会後、その審議内容等を市民の皆さんにお伝えするため、議会報告会を開催しておりますが、今後、議会報告会のほかに、新たに市民の皆さんとの意見交換会を4年間で最低でも28の地域自治区で開催することとしております。</p>

No.2	ご意見の該当箇所：第2条 議会の活動原則
ご意見	第2条第7号について、論点争点の違いは、議員個人個人によって違いが出てくる。議会又は委員会でも個人として発言することは会派のしほりから個人の発言はしにくくなっている。従って、個人の論点を持っていたとしても大会派の一部に強力な意見を持った人の意見に従う事となり、市民が大変迷惑を負わされた時、議会はどの様な責任をとるのか。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	<p>第2条第7号は、市民への説明責任を果たすため、議員同士が自由闊達な議論を尽くし、問題点(=論点)や主要点(=争点)を市民の前に明らかにすることで、市民にも議会の議論がわかりやすくなり、ひいては、より市民に開かれた議会につながるものと考え、規定したものです。</p> <p>会派はあくまで政策の方向性が一致する議員の集まりであり、その結成、加入、脱退は議員の自由な判断となります。議会における議員の態度表明は、あくまで自身の良識と思料によって行われるものであり、会派により強制されるものではありません。議員が会派内での議論の結果に従う場合は、あくまでも議員が納得した結果となります。また、会派内での議論の結果に納得できないのであれば、従わないことも自由です。したがって、ご心配のようなことはないものと考えています。</p>

### 第3条 議員の活動原則

No.3	ご意見の該当箇所：第3条 議員の活動原則
ご意見	第3条第4号、議員個人の考え方について、市民に説明責任を果たす事になっているが、個人の考え方と会派の考えが一致しなかった時はどうするのか。会派の一部に強力な意見を持った人の意見が会派の意見となり、議員個人の考えが市民に届かない状態になるのではないか。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	第3条第4号は議員は、議会における活動や市政運営に関する自身の考え方について、説明責任を果たしていくことを改めて活動の原則としてうたったものです。採決に際しては各会派内で議論を重ねることとなりますが、必ずしも会派内議員の全員が同一の賛否を表明しなければならないという決まりはありませんので、最終的な賛否については、各議員が市民から選ばれた代表として、それぞれの責任において判断することとなります。したがって、議員個人の考えが市民に届かないような状態にはならないと考えます。

No.4	ご意見の該当箇所：第3条 議員の活動原則
ご意見	議員は多かれ少なかれ、地元という言葉を使うが、市で大きな問題が発生した時、地元というところに報告も相談もない。これで議員活動の原則が守れるのか。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	第3条第4号の逐条解説でも説明しておりますが、この号は議員が説明責任を果たしていくことを改めて活動の原則としてうたったものです。これまでも議員ごとに活動内容等は違うものの、紙面等での議会報告や地域における報告会の開催などの活動が行われてまいりました。不満を感じる面もあったかと思いますが、議会基本条例が制定されることで、各議員が個々に行う活動がより活発に行われていくものと考えております。

No.5	ご意見の該当箇所：第3条 議員の活動原則
ご意見	(3)・・・政策立案及び政策提言を行うよう努めること。とありますが、自治基本条例第8条市議会の責務では、・・・に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。とありその機能の中で(3)政策立案機能も明記されています。つまり自治基本条例で・・・果たさなければならない。と規定されているのに対して、本条例(案)で・・・努めること。と一步も二歩も後退した記述は、理解できません。市議会の責務を担うのは、第一義的には議員であると思います。その上、本条例(案)第2条 議会の活動原則においても、1議会は・・・活動しなければならない。の中に(4)政策・・・提言に取り組むこと。とあります。これらの主旨の流れから当然、議員の活動原則についての(3)は「・・・提言を行います。」か、せめて「・・・提言を行うよう努めなければならない。」と改訂すべきものと考えます。
対応状況	反映不可
議会の考え方	第3条第3号は、前文にもありますように、これからの議会は政策立案及び政策提言を積極的に行う必要があるとの考えから規定しているものです。しかしながら、政策立案や提言に至るまでには様々な過程があり、問題によっては大変な時間がかかるものもあり得ます。また、市民の声を聴いたり、調査研究した結果、最終的に政策提言に至らない場合もあり得ます。そのような場合に義務を果たしていないということにもなり兼ねないため、規定の上では努力義務としたものであります。なお、第3条については、各号列記以外の部分の「しなければならない」という規定と合わせて意味的には「努めなければならない」という意味になっているものであります。

No.6	ご意見の該当箇所：第3条 議員の活動原則
ご意見	(6)において、「誠実にその職務を遂行し、」とありますが、月額報酬を貰っているからにはそれ以外の仕事から多額の報酬を得ることに問題があるのではないかと考えられます。議会のないときにも報酬を貰うのはいかがなものかと言う論議の時に、議員は日常的に常に議員の仕事をしているから良いとの話がありましたが、そうであるなら議員の仕事に専念すべきであります。少なくとも他の仕事から議員報酬よりも多い額の報酬を得ることは避けるべきではないかと考えます。24時間が議員の職務とするならば、会社の勤務時間中に内職をしているのと同じことになるのではないとも言えます。基本的な考え方があるのなら解説に書く必要があるものと考えます。報酬日額制や常勤制度が論議される中、検討すべき課題であると考えます。
対応状況	反映不可
議会の考え方	兼職の禁止は、憲法第22条で保障する「職業選択の自由」との関係もあり、地方自治法第92条の「兼職の禁止」及び第93条の「兼業の禁止」以上に禁止規定を設けることは難しいものと考えています。また、議員と兼職している職業があったとしても、住民の代表としての議員活動が優先されているならば問題はないものと考えますし、当該職業の雇用主が認めているのであれば、いわゆる「内職」ということにも当たらないものと考えます。また、様々な課題はありますが、今後、仕事を持つ若い世代が議員となり得るようにすることが理想と考えますので、その意味でも一律に兼職・兼業を禁止することは望ましいものではないと考えます。

No.7	ご意見の該当箇所：第3条 議員の活動原則
ご意見	<p>5項・・・「市民の福祉の向上を目指し、普遍的な利益のために活動すること。」とありますが、会派の『壁』を超えて可能でしょうか。主権者たる市民最優先とした議会決定をする上で、会派所属の議員である前に、市民から選ばれた議員であることに徹していただきたい。同じように、議会活動においても同様に会派の『壁』を超えていただきたい。</p>
対応状況	反映不可
議会の考え方	<p>議員は、それぞれ主義主張を持っており、福祉の向上についても様々な考え方があります。そのような中で政策の方向性が一致する議員が会派を結成するものであり、その結成、加入、脱退は議員の自由な判断となります。議会における議員の態度表明は、あくまで自身の良識と思料によって行われるものであり、会派により強制されるものではありません。議員が会派内での議論の結果に従う場合は、あくまでも議員が納得した結果となります。また、会派内での議論の結果に納得できないのであれば、従わないことも自由です。したがって、ご心配のようなことはないものと考えています。</p>

## 第4条 議長の責務

No.8	ご意見の該当箇所：第4条 議長の責務
ご意見	<p>2項の・・・・・・請求するものとする。とあり、その理由が解説の最後に市長が不在の場合があり得ることから、原則的な義務とした。と示されています。市長が不在(理由の想定は、数が多すぎて特定できないと思います。)の場合の危機管理は当然、市長等が承知しているはずですので、ここではそこまで斟酌する必要はなく、議長の責務として「・・・・・・請求しなければならない。」と改訂すべきと考えます。</p>
対応状況	一部反映
議会の考え方	<p>不在の場合については、市長や副市長が欠けて職務代理者となっている場合を想定したものです。この場合、職務代理者と議会で論戦を行うことがふさわしいかという疑問もあります。地方自治法では請求後20日以内に招集という制限もあることから、市長が選任されるまでの間、請求を待つという場合もあり得るものと想定して「ものとする」という規定にしたものです。ご意見を踏まえて、「速やかに」という言葉には合理的理由がある場合には遅延も許されるという意味がありますので、前述の想定した場合も合理的理由に含まれるものと考え、「しなければならない」と修正いたします。</p> <hr/> <p><b>【条文の修正内容】第2項の一部を修正</b>  2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、(中略)、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求<u>しなければならない</u>。</p>

## 第5条 会派

No.9	ご意見の該当箇所：第5条 会派
ご意見	第5条第1項、政策が一致する議員で結成する事が出来る。その通りであるが、しかし会派を隠れ蓑にする様な議員がいるのではないかと思われる。現に政策や考え方の全く同じとしない会派が出来ている。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	会派に関する明確な規定はこれまで議会にはありませんでした。そのため、今回、議会基本条例第5条第1項で基本的政策が一致する議員をもって会派を結成することができることを明確に規定したところです。今後、各議員はこの規定に従って行動していくこととなります。

No.10	ご意見の該当箇所：第5条 会派
ご意見	第5条第3項、会派活動を市民に説明するよう努めるとなっている。これは大会派ほど便利に使える。説明会には会派代表等が出て来て、自派の活動が活発だとパフォーマンスを繰り広げ、多くの議員は説明会に出席しなくてもよし、出席しても顔を並べるだけで議員にとって大会派は便利で住み心地の良いところと思われても仕方ないのではないか。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	会派の活動に疑念を抱かれてきたことは残念ですが、それらの疑念を払しょくするためにも、第5条第3項において、会派としても市民に対して説明責任を果たしていくことを規定したものです。第2条第7号で議員間の自由闊達な議論を行うことを規定しておりますが、たとえ会派内であっても議員同士が市民から選ばれた代表として、活発な議論を交わしていくことが求められます。そのため、一議員として、会派の一員として常に自己研鑽を行うことが必要となります。ご意見のような疑念を抱かれることの無いよう条例にのっとり活動してまいります。

No.11	ご意見の該当箇所：第5条 会派
ご意見	2, 3項において、……努めるものとする。とありますが、2項は「……行います。」3項は「……説明します。と改訂すべきと考えます。特に2項は、……提言を行うための調査研究で、その為に政務調査費が税から出されている訳ですので、「……調査研究を積極的に行います。」と改訂すべきと考えます。又、これを行うのは、議員、会派の職務範囲と考えます。
対応状況	一部反映
議会の考え方	<p>第2項については、会派は政策を中心に結成されるものではありませんが、自治基本条例で定められた議会の果たすべき4つの機能を果たすための活動をおこなうこととなります。したがって、場合によっては他の機能を果たすことが優先される場合もあること、また、政策立案・政策提言に至るまでには様々な過程があり、課題を見出し、調査研究し、問題によっては賛成・反対の市民がいる中、結果的に、政策提言に至らない場合も考えられます。そのように政策提言に至らなかった場合、義務を果たしていないということにもなり兼ねないことから努力義務としたものであります。なお、第2項及び第3項の条文は、ご意見を踏まえて、「努めるものとする」を「努めなければならない」に修正いたします。</p> <p>-----</p> <p><b>【条文の修正内容】第2項、第3項の一部を修正</b></p> <p>2 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。</p> <p>3 会派は、<u>その活動</u>について、市民に対して説明するよう努めなければならない。</p>

No.12	ご意見の該当箇所：第5条 会派
ご意見	2項および3項において「努めるものとする。」とありますが、「行う。」「説明する。」ではなぜいけないのでしょうか。会派主義を採り会派での意思決定が多くなされている現状からも「説明する」ことは当然のことであり「努める」という努力義務では責務を果たしたことになるのではないかと考えます。
対応状況	一部反映
議会の考え方	<p>第2項については、会派は政策を中心に結成されるものではありませんが、自治基本条例で定められた議会の果たすべき4つの機能を果たすための活動をおこなうこととなります。したがって、場合によっては他の機能を果たすことが優先される場合もあること、また、政策立案・政策提言に至るまでには様々な過程があり、課題を見出し、調査研究し、問題によっては賛成・反対の市民がいる中、結果的に、政策提言に至らない場合も考えられます。そのように政策提言に至らなかった場合、義務を果たしていないということにもなり兼ねないことから努力義務としたものであります。なお、第2項及び第3項の条文は、ご意見を踏まえて、「努めるものとする」を「努めなければならない」に修正いたします。</p> <p>-----</p> <p><b>【条文の修正内容】第2項、第3項の一部を修正</b></p> <p>2 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。</p> <p>3 会派は、<u>その活動</u>について、市民に対して説明するよう努めなければならない。</p>

No.13	ご意見の該当箇所：第5条 会派
ご意見	<p>2項、3項・・・努めるものとする。としておりますが、2項は・・・積極的に 行うこととする。3項は・・・説明すること。とされたいかがでしょうか。</p> <p>自治法で会派の結成が認められ、また公費である政務調査費の受給対象である以 上、努力義務は理解し難い。自治法 100 条 12 項はよく理解できませんが、既に会 議規則が定められており、その中に各派代表者会議が設置されているものと解釈 してよろしいのでしょうか。</p>
対応状況	一部反映
議会の考え方	<p>第2項については、会派は政策を中心に結成されるものではありませんが、自治 基本条例で定められた議会の果たすべき4つの機能を果たすための活動をおこな うこととなります。したがって、場合によっては他の機能を果たすことが優先さ れる場合もあること、また、政策立案・政策提言に至るまでには様々な過程があ り、課題を見出し、調査研究し、問題によっては賛成・反対の市民がいる中、結 果的に、政策提言に至らない場合も考えられます。そのように政策提言に至らな かった場合、義務を果たしていないということにもなり兼ねないことから努力義 務としたものであります。</p> <p>なお、第2項及び第3項については、ご意見を踏まえて、「努めるものとする」 を「努めなければならない」に修正いたします。</p> <p>各派代表者会議については、地方自治法に基づき、既に会議規則が定められて おり、その中に各派代表者会議の設置が規定されております。</p> <hr/> <p><b>【条文の修正内容】第2項、第3項の一部を修正</b></p> <p>2 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積 極的に行うよう努めなければならない。</p> <p>3 会派は、<u>その活動について、市民に対して説明するよう努めなければなら ない。</u></p>

## 第6条 議会改革の推進

No.14	ご意見の該当箇所：第6条 議会改革の推進
ご意見	「必要に応じて」としてありますが、誰がどのような判断により行うものなのでしょうか。市民の声を聞かないで良いのでしょうか。
対応状況	一部反映
議会の考え方	<p>第6条では、議会改革の推進に取り組む新たな組織の設置について規定しています。新たな組織を設置するかどうかの判断は、各議員からの提案、時代の変化、意見交換会や議会ポストなどで寄せられた市民意見などを勘案しながら議会が行います。また、市民の声については、市民との意見交換会や議会報告会、あるいは附属機関を設置する中でお聴きしていくこととなります。その旨を解説に加えることとします。</p> <hr/> <p><b>【解説の修正内容】 解説を追加</b></p> <p>○議会は、時代の変化や市民の求めに応じた役割、運営方法等が求められることから、現状に満足することなく、自ら改革を行っていく姿勢が必要である。そのため、議会改革に向けた取り組みを専門的に検討する組織の設置を定めたものである。</p> <p><u>○検討組織の設置については、各議員からの提案、時代の変化、意見交換会や議会ポスト等で寄せられた市民意見等を勘案しながら議会が判断するものである。</u></p> <p><u>○常設としなかったのは、対応すべき課題に応じた組織を編成し、実情にあった協議形態をとることが望ましいとしたためである。</u></p> <p><u>○また、市民の声については、市民との意見交換会や議会報告会、あるいは附属機関を設置する中で聴取することとなるものである。</u></p>

No.15	ご意見の該当箇所：第6条 議会改革の推進
ご意見	「必要に応じて議員で構成する検討組織を設置する。」とありますが、必要に応じてとは誰がどのような判断により行うものなのかが不明確であり、従って誰も手をつけないこととなる恐れがありますので、解説において判断基準をもう少し明確にする必要があると考えます。
対応状況	反映
議会の考え方	<p>第6条では、議会改革の推進に取り組む新たな組織の設置について規定しています。新たな組織を設置するかどうかの判断は、各議員からの提案、時代の変化、意見交換会や議会ポストなどで寄せられた市民意見などを勘案しながら議会が行います。また、市民の声については、市民との意見交換会や議会報告会、あるいは附属機関を設置する中でお聴きしていくこととなります。その旨を解説に加えることとします。</p>

	<p><b>【解説の修正内容】解説を追加</b></p> <p>○議会は、時代の変化や市民の求めに応じた役割、運営方法等が求められることから、現状に満足することなく、自ら改革を行っていく姿勢が必要である。そのため、議会改革に向けた取り組みを専門的に検討する組織の設置を定めたものである。</p> <p>○<u>検討組織の設置については、各議員からの提案、時代の変化、意見交換会や議会ポスト等で寄せられた市民意見等を勘案しながら議会が判断するものである。</u></p> <p>○<u>常設としなかったのは、対応すべき課題に応じた組織を編成し、実情にあった協議形態をとることが望ましいとしたためである。</u></p> <p>○<u>また、市民の声については、市民との意見交換会や議会報告会、あるいは附属機関を設置する中で聴取することとなるものである。</u></p>
--	---

No.16	ご意見の該当箇所：第6条 議会改革の推進
ご意見	・・・必要に応じて・・・検討組織を設置する。としておりますが、『不断の議会改革』に努められるのであれば、常設とされたいかがでしょうか。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	新たな組織を設置するかどうかの判断は、各議員からの提案、時代の変化、意見交換会や議会ポストなどで寄せられた市民意見などを勘案しながら議会が行います。また、対応すべき課題に応じて組織形態や協議形態を考えることを想定しているため、固定化した常設の組織としないものであります。

## 第8条 市民参画及び協働

No.17	ご意見の該当箇所：第8条 市民参画及び協働
ご意見	「市民参加、市民参加」と軽く言われるが、実際に市民参加が条例でできるのか。また、市民が議会に意見を書いて出せる信頼関係になっているのか。日常的に議会や議員の動きが分からない現状で、市民にとって役に立つ条例なのか。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	当市の憲法たる自治基本条例では、市民参画をより推進することを、自治の原則として掲げています。「市民参加が条例できるのか」という疑問は自治基本条例をも否定されることになってしまいます。議会としては自治基本条例を踏まえた上で、例えば、広報広聴委員会が市民との意見交換の場を設けることなど、議会における市民参画の機会の保障の意味も込めてこの条例を制定するものでありますので、ご理解ください。また、条例に沿った議会運営を行うことで、議会に対する市民の信頼がより向上する契機となるものと考えておりますし、議会や議員の動きについても、今後それぞれの説明責任の中でより明らかになるものと考えております。

No.18	ご意見の該当箇所：第8条 市民参画及び協働
ご意見	1 項、市民との意見交換の場を多様に設けて市民参画の機会を保証する、とありますが、議会として市の予算や決算に関する市民の疑問や質問、要望を収集する仕組みを持つ必要があると考えます。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	本条例の中では、議会に議案として提案された予算や決算、条例案について、会期中に市民の意見をお聴きするという具体的な仕組みまでは設けていません。これは、議会に行政側から議案や資料が配布されるのは、開催日の8日前であり、その日から議員は議案等に目を通し、本会議開催後に委員会で詳細に審査することになりますが、現在の会期日程の中で、委員会審査の前後、もしくは委員会中に市民の意見を聴く機会を設け、それを議案に反映させることは難しいものと判断したためです。予算、決算に対する疑問や要望などは、議会報告会や広報広聴委員会が企画する意見交換会の際に、質問や意見として出させていただくほか、議会ポストあるいは議員や会派を通じて意見や要望をいただくことで、対応したいと考えています。

## 第 10 条 広報広聴委員会

No.19	ご意見の該当箇所：第 10 条 広報広聴委員会
ご意見	1, 2 項で・・・設置する・・・別に定める。とあり、且つ解説の中身もあまりにも概略過ぎて理解に苦しみますので、解説の中身に基本的な記述を追加願いたい。つまり、この委員会が開催され出席者だけに、その影響力の使用が可能となるのでは、という懸念が生じます。議会ポストの様な常設の場も保障されることが必須と考えます。委員会開催という限定と常設が一体となる事で、この変化の激しい状況での広報広聴が、実のあるものになると考えます。
対応状況	一部反映
議会の考え方	<p>広報広聴委員会の詳細の案については、パブリックコメントの別添資料として議会ホームページで情報提供しておりますが、広報広聴委員会の役割は、広聴機能として市民との意見交換会の企画運営、意見交換会で聴取した意見の整理、また広報機能として議会だよりの編集、議会ホームページの編集を予定しています。逐条解説に広報広聴委員会の役割などについて、加筆いたします。また、住民の意見等を受け付ける多様な手段の一つとして議会ポストも引き続き運用してまいります。</p> <p>-----</p> <p><b>【解説の修正内容】 解説を追加</b></p> <p>○第 1 項は、議会は、市民との情報の共有の推進と市民参画の機会の充実を図るため、市民への広報広聴活動を専門的に行う広報広聴委員会を設置することを定めたものである。</p> <p>○<u>広報広聴委員会の役割は、市民の情報共有のための手段となる議会だよりの編集・発行、議会ホームページの編集、また、市民の意見を聴くための意見交換会の企画・運営とその意見交換会で出された意見等の整理を行うこととなるものである。</u></p> <p>○<u>これまでどおり、手紙や F A X 等で寄せられた意見は、議会ポストに寄せられた意見として議会の代表者である議長が受け付け、対応するものである。</u></p> <p>○<u>議会に対する意見等の出し方については、法定の請願や陳情のほか、意見交換会での発言、議会ポストへの手紙、F A X、メール、さらに任意の議員や会派に対する陳情などがあるが、それぞれの意見・要望の出し方などについては議会報や市議会ホームページで紹介していく予定である。</u></p> <p>○なお、広報広聴委員会は、地方自治法第 100 条第 12 項の規定に基づき、会議規則で定める協議・調整の場となるものである。</p> <p>○第 2 項は、この広報広聴委員会の詳細については、別に定めることとしたものである。</p>

No.20	ご意見の該当箇所：第 10 条 広報広聴委員会
ご意見	広報広聴委員会の役割として、常に市民の意見、要望、陳情等を受け付けるような機能を持たせて明示してください。
対応状況	反映不可
議会の考え方	広報広聴委員会にご意見のような機能を持たせた場合、広報広聴委員会に属する議員の負担が大きくなり、議員個人や会派に課された責務を十分に果たせなくなるおそれもあります。したがって、広報広聴委員会の役割を、市民との情報共

	<p>有のための手段となる議会だよりの編集・発行、議会ホームページの編集、また、市民の意見を聴くための意見交換会の企画・運営とその意見交換会で出された意見等の整理に限定し、議会に寄せられるご意見等を専属的に受け付けて処理する機関にすることは想定しておりません。市民のご意見、要望、陳情等の受付は、今までどおり、議会ポストを通じて、また議員や会派を通じて、あるいは議会報告会や意見交換会などを通じて対応してまいりますので、ご理解ください。</p>
--	--

No.21	ご意見の該当箇所：第 10 条 広報広聴委員会
ご意見	<p>1 項、「市民参画の機会の充実を図るため」とありますが、市民参画の機会のために広報公聴委員会を置くのでしょうか。参画させてやるというニュアンスが出てしまいます。ここは、2 条及び 3 条の活動原則を生かして「市民との情報共有及び市民の多様な意見を的確に把握する」ためのものという位置づけのほうが良いと考えます。そのための市民との意見交換のメニューもあるのであります。</p>
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	<p>第 8 条第 1 項は、市民との意見交換の場を設けることが、自治基本条例第 33 条第 1 項で定められた市民参画の機会の保障につながることから定めた条文であって、ご意見のようなニュアンスはないものと考えておりますので、条文の修正はいたしません。</p>

No.22	ご意見の該当箇所：第 10 条 広報広聴委員会
ご意見	<p>広報広聴委員会の役割が良く見えません。意見交換会のほかに常に市民の意見、要望、陳情等を受け付けるような機能があるのでしょうか。無いのであればその機能を付与してください。また、議会ポストとの違いは何でしょうか。議会ポストは議長への意見要望提出の場であると説明があったように思いますが、当委員会や議員、会派への意見要望の扱いとどのような違いがあるのでしょうか。市民にわかりやすく説明して欲しいと思います。議会に市民の考えを伝える手段が明示されることは透明性公平性の観点から喜ばしいことでもあります。当委員会は市民の一番期待している委員会になるものと思われまますので、そのところをはっきりと記述してください。</p>
対応状況	<b>一部反映</b>
議会の考え方	<p>広報広聴委員会の役割は、市民との情報共有のための手段となる議会だより編集・発行、議会ホームページの編集、また、市民の意見を聴くための意見交換会の企画・運営とその意見交換会で出された意見等の整理に限定し、議会に寄せられるご意見等を専属的に受け付けて処理する機関にすることは想定しておりません。これは、広報広聴委員会にご意見のような機能を持たせた場合、広報広聴委員会に属する議員の負担が大きくなり、議員個人や会派に課された責務を十分に果たせなくなるおそれもあるためです。</p> <p>したがって、議会に手紙や F A X 等で寄せられたご意見等は、議会ポストに寄せられた意見等として、議会の代表者である議長が受け付け、対応させていただ</p>

きます。なお、議会ポストに寄せられたご意見等は、議会という機関に寄せられた意見として公文書として処理されますが、議員個人や会派に寄せられたご意見等はあくまで議員個人あるいは会派で、その対応を考え、処理される場所に違いがあります。

なお、法定の請願や陳情のほか、意見交換会での発言、議会ポストへの手紙、FAX、メール、さらに議員や会派に対する陳情など、議会に対するご意見等の出し方については議会報や市議会ホームページでご紹介していきたいと考えております。また、広報広聴委員会の役割などについて、解説に加筆いたします。

---

#### 【解説の修正内容】 解説を追加

○第1項は、議会は、市民との情報の共有の推進と市民参画の機会の充実を図るため、市民への広報広聴活動を専門的に行う広報広聴委員会を設置することを定めたものである。

○広報広聴委員会の役割は、市民の情報共有のための手段となる議会だよりの編集・発行、議会ホームページの編集、また、市民の意見を聴くための意見交換会の企画・運営とその意見交換会で出された意見等の整理を行うことによるものである。

○これまでどおり、手紙やFAX等で寄せられた意見は、議会ポストに寄せられた意見として議会の代表者である議長が受け付け、対応するものである。

○議会に対する意見等の出し方については、法定の請願や陳情のほか、意見交換会での発言、議会ポストへの手紙、FAX、メール、さらに任意の議員や会派に対する陳情などがあるが、それぞれの意見・要望の出し方などについては議会報や市議会ホームページで紹介していく予定である。

○なお、広報広聴委員会は、地方自治法第100条第12項の規定に基づき、会議規則で定める協議・調整の場となるものである。

○第2項は、この広報広聴委員会の詳細については、別に定めることとしたものである。

### 第13条 議決事件

No.23	ご意見の該当箇所：第13条 議決事件
ご意見	自治法を一步超えた条文であるものと思います。自治法は、所謂総合計画の基本構想部分のみの議決としているところを、基本計画の策定又は変更までを議会の議決事件とされたことは、正に最高規範に相応しいものと言えます。
対応状況	—
議会の考え方	ありがとうございます。議会一丸となって市民の皆様のご期待に添えるように努めてまいります。

### 第16条 委員会

No.24	ご意見の該当箇所：第16条 委員会
ご意見	1項に・・・・積極的に行うよう努めるものとする。とありますが、前述した1.と同様の理由で、「・・・・行います。」か、せめて「行うよう努めなければならない。」に改訂すべきと考えます。
対応状況	反映
議会の考え方	ご意見を踏まえて、第1項の条文を「努めなければならない」に修正いたします。 ----- <b>【条文の修正内容】第1項の一部を修正</b> 1 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に <u>行うよう努めなければならない。</u>

## 第 17 条 会議における質疑応答

No.25	ご意見の該当箇所：第 17 条 会議における質疑応答
ご意見	反問権は非常に良いと思うが、行政と議会では調査や研究が違う。反問権が頻繁に行使されると議員の質問が少なくなり、行政の思うように議会を操作するのではないかと疑念を感じる。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	反問権は、市長等が議員からの質問に対し、その趣旨の確認や逆質問できるという権利です。この権利を市長等に付与することにより、議員個人が今まで以上に質問内容をしっかりと研究することが求められ、それにより質問内容が充実するとともに論点が明確になり、市民にわかりやすい議会または議会の活性化につながるものと考えております。

No.26	ご意見の該当箇所：第 17 条 会議における質疑応答
ご意見	今回の条例の目玉は、議員間の問題討議と市長の反問権の設定にあるようだ。これらは言うは優しいが対応は可能か。議員が特定の論旨があって当然、これが議員間討議になじむのか。市長の反問権、偉い議員に市長や職員ができるのか。「絵に描いた餅」の条例はいらない。要は、議員個々の資質にかかわる自覚が大切である。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	この条例で反問権を付与することでより議論が深まり、結果として市民の納得性が高まるものと考えております。なお、あくまで執行機関と議会は対等の関係であり、市長はじめ執行機関の長、部長等の職員が反問権を行使することは可能であると考えており、実際に執行機関側から議員に確認や質問をしたいという声もあります。また、そのような職員を育成することがこれからの市政発展を考えたときに必要であるとも考えております。 議員間討議については、各議員が特定の論旨をもっていることを前提として、討議によってお互いの意見をぶつけあうことで相手を説得し、意見をまとめようとする行為であり、いわば議会の原点、言論の府としてのあるべき姿と考えております。また、その討議を聴くことによって、市民が問題について理解を深め、納得性も向上するものと考えております。反問権の付与や議員間討議は、これからの議会に必要なものと理解して提案するものです。

## 第18条 政策等の形成

No.27	ご意見の該当箇所：第18条 政策等の形成
ご意見	課題調整会議及び政策形成会議に関して必要により市民の意見を聞くことを条文化するか解説に入れるか、してください。別に定める、としていますので、そちらでの対応でも良いと思います。いずれにしても、経過の中で必要に応じて市民の声を聞く道を開くことは必要であると考えます。
対応状況	<b>一部反映</b>
議会の考え方	課題調整会議は、広報広聴委員会が市民との意見交換会で聴取した意見や議員・会派及び各委員会から提出された政策提言について、議会としてどのような対応をすべきかを協議する常設の会議として設置します。また、政策形成会議は、課題調整会議の結果を受けて政策等の形成・立案を図る必要があると認めたときに、その案件に応じて設置します。いずれの会議の場合も市民の皆様からいただいたご意見等に対する議会としての対応を協議する場ということになります。協議の中で必要と認めた場合は市民の意見を聴くことも想定されますが、案件ごとに聴く手段は様々であると考えられますので、本条例の条文や解説では触れないこととしますが、別に定める規程の中で「必要に応じて市民の意見を聴くことができる」旨を規定いたします。

No.28	ご意見の該当箇所：第18条 政策等の形成
ご意見	2項の政策形成会議は、第5条の逐条解説で表記されている「会派代表者会議」の承認事項となっていますが、会派の『壁』を超えて合意形成が可能か疑問に思います。議長権限でいいのではないのでしょうか。（会議規則の中で定める。）
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	議長は議会を代表しますが、議会はいくまでも合議制の機関であります。また、市民にも様々な意見があるように各会派にも様々な意見がありますので、議論の上、判断することがふさわしいものと考えております。

## 第20条 議会の研修

No.29	ご意見の該当箇所：第20条 議会の研修
ご意見	第1項、「研修を実施しなければならない。」とありますが、研修は自己研修が原則であると考えます。能力を高めるのは議会又は議員の責務であり当たり前のことでもあります。議会の研修実施を義務化するのは責任放棄と取られかねません。ここは、「必要な研修を実施する。」としたほうが良いと考えます。「必要な」とは、新しい事象や考え方が出てきたとき共通認識の必要が生じる場合などであると考えられます。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	議員が自己研さんを行うことは当然と考えており、そのため第3条第7号において「不断の研さん」を議員の活動原則として定めているところです。第20条第1項は、第3条で定めたとおりの議員が自ら研さんを行うことを前提とした上で、全議員が共通認識を持って、課題や問題点等を共有し、対応策を考える契機とするため、議会が組織として研修を行うこととするものです。また、ご意見の「必要な研修を実施する」とした場合、逆に自己研修が前提でありながら、資質向上に必要な研修を議会が行うというように読み取れることになると考えますので、条文の修正は行いません。

## 第21条 附属機関の設置

No.30	ご意見の該当箇所：第21条 附属機関の設置
ご意見	附属機関の設置に関して、市民からの要望を考慮する仕組みとしてください。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	附属機関の設置の必要性については議会が判断することになりますが、意見交換会や議会ポストなどに設置を求める声が寄せられた場合は、それを考慮した上で判断することになります。

No.31	ご意見の該当箇所：第21条 附属機関の設置
ご意見	「議会は、・・・必要があると認めるときは、」とあり、設置は議会の一存で言うことになりますが、市民からの要望を考慮する仕組みはできないものでしょうか。 本件は条例の施行前からでも実施して欲しいと思います。(特に、議会が設置する「行革市民会議」を早急に立ち上げて欲しいと思います。)
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	附属機関の設置の必要性については議会が判断することになりますが、意見交換会や議会ポストなどに設置を求める声が寄せられた場合は、それを考慮したうえで判断することになります。また、条例施行前から実施してほしいというご提案ですが、議会に置く附属機関については地方自治法に明確な規定がなく、国の解釈では合議体である議会には附属機関はなじまないとされていることから、条例制定で団体意思を決定する前に附属機関を置くことは困難と考えていますので、ご理解ください。

## 第24条 議会図書室

No.32、No.33	ご意見の該当箇所：第24条 議会図書室
ご意見	<p>「図書等の充実に努め、」とありますが、書籍を購入して充実させるだけでなくインターネット環境を整備することも含まれると思いますが、いかがでしょうか。情報化時代ですので書籍でなくてもほとんどのことはインターネットで調べられます。</p> <p>実際の活用状況はどのようなものでしょうか。議会図書室は必要ではありますが、蔵書は図書館に置いたほうが市民も利用しやすいのではないのでしょうか。ご検討ください。</p> <p>2項で、「誰もが活用することができるものとする。」とありますが、このことはほとんどの市民は知らないと思います。蔵書の内容を含めて、存在と利用を市民に広く知らせる工夫をしてください。また、図書館システムと連動させることも必要であると考えます。</p>
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	<p>現在、各会派の控室にはインターネット環境を整備しておりますが図書室には整備しておりません。予算の確保との兼ね合いもありますが、今後、図書室にもインターネット環境を整備することを検討してまいります。</p> <p>議会図書室は、市民の利用にも供しますが、第一義的には議員の調査研究に資するために置かれるものです。議会の開会中に急きょ資料の確認が必要となる場合も想定されますので、蔵書を図書館に置いたり、あるいは図書館システムと連動させず、独自の運用を行いますのでご理解ください。なお、今後、議会図書室の図書や資料の充実に図り、議会だよりや議会ホームページの中で周知を図ってまいります。</p>
No.34	ご意見の該当箇所：第24条 議会図書室
ご意見	<p>政務調査費で議員個人、会派ともそれぞれ図書を購入されております。行政関係図書、自治関係図書、あるいは新聞等も含めて議員活動に必要な図書は図書室で購入し共用されることを望みます。又はパソコン等も図書室に設置し、共用されたらいかがでしょうか。議員個人、会派で図書、パソコン等の購入が目立ちますが、図書室の充実によって極力共用化を図ってほしい。</p>
対応状況	<b>一部反映</b>
議会の考え方	<p>ご意見のとおり、共通する課題に対応する図書を充実させ、できる限り共用できるように図るとともに、議会図書室のインターネット環境の整備も検討してまいります。</p>

## 第 25 条 予算の確保

No.35	ご意見の該当箇所：第 25 条 予算の確保
ご意見	<p>議会が自分に必要な予算を条例がないと確保できないと言う発想は理解できません。お手盛りととられるのを避けたいとしても条例までは必要ありません。市民に説明して理解を求めればよいことです。</p>
対応状況	一部反映
議会の考え方	<p>第 25 条は、不要不急な予算を要求するための根拠ではなく、議会基本条例に沿った議会運営を行うための予算を確保するために定める条文です。財政状況が厳しい折、議会の予算も聖域ではなく、議事録調製などの経費が削減されてきておりますが、議会基本条例の規定を実行するに当たり、その実施に必要な経費、例えば、意見交換会の経費や附属機関を置いた場合の委員の謝礼や旅費などの経費も確保していかなければなりません。そのため、市民から選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う機関として、開かれた議会としての活動に必要な予算を確保していくという姿勢を表したものです。予算編成権のある市長に対し、予算審議において修正案を可決することで予算を確保することも可能ですが、修正によって議会の予算を増額する場合は必然的にどこかの予算を削減することとなり、結果、他の事務事業に影響を与えることも考えられますので、可能な限り、予算要求段階で十分な調整を行い必要な予算を確保することが妥当と考えており、そのことを宣言する意味での条文でありますのでご理解ください。</p> <p>なお、条文の修正は行いませんが、市民の皆様には条文の趣旨をよりご理解いただくため、解説を加えることとします。</p> <hr/> <p><b>【解説の修正内容】解説の一部を削除し、新たな解説を追加</b></p> <p><del>○本条は、議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、様々な機能を果たしていくためには、一定の予算が必要であることから、その予算確保に努めることを定めたものである。</del></p> <p><u>○本条は、不要不急な経費の予算を要求するための根拠ではなく、議会基本条例の規定を実行するに当たり、その実施に必要な経費、例えば意見交換会の経費や附属機関を置いた場合の委員の謝礼や旅費などの経費も確保するなど、市民から選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う機関として、開かれた議会としての活動に必要な予算を確保していくという姿勢を表したものである。</u></p> <p><u>○予算審議において修正案を可決することで予算を確保することも可能であるが、可能な限り、予算要求段階で十分な調整を行い必要な予算を確保することが妥当と考えている。</u></p> <p>○予算の提案及び執行は、市長の権限であることから、市長に予算の確保を義務付けることも考えられたが、ここでは、議会活動に必要な予算を確保し、議会の機能を高めようとする議会の姿勢を示すため、主語を「議会」としたものである。</p>

No.36	ご意見の該当箇所：第 25 条 予算の確保
ご意見	<p>条文に「円滑な議会運営を実現するため」とありますが、違和感があります。目的が違うのではないのでしょうか。「議会活動の目的達成のため」ならば話は分かります。予算の確保はどのような予算を確保しなければならないと考えているのか、現行の予算では不十分と考えているのか、という疑問がありますので、具体的なイメージを解説に記述してください。</p> <p>市長の予算配分に不満ならば予算審議で対処すればよいことであり、条文を起こす意味合いが分かりません。それができないのなら議会の役割は何か、ということになります。</p>
対応状況	一部反映
議会の考え方	<p>財政状況が厳しい折、議会の予算も聖域ではなく、議事録調製などの経費が削減されてきておりますが、議会基本条例の規定を実行するに当たり、その実施に必要な経費、例えば、意見交換会の経費や附属機関を置いた場合の委員の謝礼や旅費などの経費も確保していかなければなりません。そのため、第 25 条では、市民から選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う機関として、開かれた議会としての活動に必要な予算を確保していくという姿勢を表しました。予算編成権のある市長に対し、予算審議において修正案を可決することで予算を確保することも可能ですが、修正によって議会の予算を増額する場合は必然的にどこかの予算を削減することとなり、結果、他の事務事業に影響を与えることも考えられますので、可能な限り、予算要求段階で十分な調整を行い必要な予算を確保することが妥当と考えており、そのことを宣言する意味での条文でありますのでご理解ください。</p> <p>なお、条文の修正は行いませんが、市民の皆様には条文の趣旨をよりご理解いただくため、解説を加えることとします。</p> <hr/> <p><b>【解説の修正内容】解説の一部を削除し、新たな解説を追加</b></p> <p>○<del>本条は、議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、様々な機能を果たしていくためには、一定の予算が必要であることから、その予算確保に努めることを定めたものである。</del></p> <p>○<u>本条は、不要不急な経費の予算を要求するための根拠ではなく、議会基本条例の規定を実行するに当たり、その実施に必要な経費、例えば意見交換会の経費や附属機関を置いた場合の委員の謝礼や旅費などの経費も確保するなど、市民から選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う機関として、開かれた議会としての活動に必要な予算を確保していくという姿勢を表したものである。</u></p> <p>○<u>予算審議において修正案を可決することで予算を確保することも可能であるが、可能な限り、予算要求段階で十分な調整を行い必要な予算を確保することが妥当と考えている。</u></p> <p>○<u>予算の提案及び執行は、市長の権限であることから、市長に予算の確保を義務付けることも考えられたが、ここでは、議会活動に必要な予算を確保し、議会の機能を高めようとする議会の姿勢を示すため、主語を「議会」としたものである。</u></p>

## 第 26 条 政治倫理

No.37	ご意見の該当箇所：第 26 条 政治倫理
ご意見	個別条例の制定を明記すべき 個別（政治倫理条例）の制定方向を明記すべきと考える。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	<p>この条例は自治基本条例で規定された市議会及び市議会議員の責務を果たし、市民に開かれた議会、信頼される議会を目指すため、議会・議員の活動原則や市民との関係を明らかにすることを制定の目的としております。条例の検討を行う中で、政治倫理に関する部分を条例に盛り込むことも議論いたしました。この条例が議会の最高規範となるものであることや条例制定の目的から考えて、個別詳細に政治倫理に関する事項を規定することはなじまないと判断したところです。</p> <p>しかしながら、議員の倫理については非常に重要であるとの認識から、第 3 条 議員の活動原則と第 26 条で触れているところです。政治倫理条例については、制定するかどうかも含め、今後、議会内で検討を行っていくことになることから、今回の基本条例には規定しておりませんので、ご理解ください。</p>

No.38	ご意見の該当箇所：第 26 条 政治倫理
ご意見	<p>検討委員会の中で政治倫理条例が必要であるとの論議がされていましたがその後どのようなことになったのでしょうか。解説に「議員は市民の代表としての品位を保つよう努める」とありますが、議員がこの条文に反して品位に欠ける行為又は行動をとったときでも居直られればどうしようもありません。対処について何らかの解説を付して市民が理解できるようにしていただきたいと思います。</p>
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	<p>政治倫理条例については、引き続き検討していきたいと考えております。議員が品位に欠ける行為又は行動をとった場合で居直られた場合の対応としては、議会内の行為・行動であれば、地方自治法に基づき議決により懲罰を課することができますが、それ以外の場合については、議員に議会で罰を科したり、強制的に辞職させることはできませんので、最終的には当該議員を選んだ市民が必要に応じて地方自治法に基づき解職請求（リコール）を行うこととなります。なお、解職請求の手続などは地方自治法などで規定されておりますことから、あえて本条例の解説に加える必要はないものと考えますので、ご理解ください。</p>

## 第28条 見直し等

No.39	ご意見の該当箇所：第28条 見直し等
ご意見	見直しのほかに、改正手続きの規定が必要。 ・広く市民の意見を聴く ・改正の理由を詳しく説明すべきである
対応状況	一部反映
議会の考え方	<p>第28条第2項の逐条解説でご説明しておりますが、見直しを行う際は議会内部で見直し作業を行い、その見直し案をもって市民の意見を聴いて改正案をまとめていくこととしております。議会に改正案を提案する際には、提案理由を明らかにすることになりますし、見直し案について市民の意見を聴く際には、当然、改正理由を説明していくこととなります。</p> <p>したがって、今回いただいたご意見については、第28条第2項の条文をもって規定してあるものと考えておりますが、他の方の意見も踏まえて条文を次のように修正し、あわせて解説も修正することとしました。</p> <p><b>【条文の修正内容】第2項の一部を修正、新たに第3項を追加。</b>                  2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の<u>改正その他の必要な措置</u>を講ずるものとする。                  3 議会は、前項の見直しに当たっては、<u>市民の意見を聴くために必要な措置</u>を講ずるものとする。</p> <p><b>【解説の修正内容】第2項の解説の一部を削除、新たに第3項の解説を追加。</b>                  ○第2項は、随時見直しを定めるものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化、前項の規定による検証の結果などを十分考慮し、この条例を必要に応じて見直し、条例の改正などの措置を講じていくものである。<del>なお、本項の「必要な措置」の中には、議会内部で見直し作業をおこない、その見直し案をもって市民の意見を聴いて改正案をまとめていく作業も含まれているものである。</del>                  ○第3項は、前項の見直しを行うに当たっては、<u>議会内部で見直し作業を行い、その見直し案をもって市民の意見を聴いて改正案をまとめていくなど、市民の意見を聴くための措置を講じていくものである。</u></p>

No.40	ご意見の該当箇所：第28条 見直し等
ご意見	自治基本条例第43条3項に、見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。とありますので、同じ主旨に則り、解説ではなく、本条文に3項を追加し、「3 議会は、前2項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。」とすべきと考えます。
対応状況	反映
議会の考え方	<p>ご意見を踏まえて条文を次のように修正し、あわせて解説も修正します。</p> <p><b>【条文の修正内容】第2項の一部を修正、新たに第3項を追加</b>                  2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の<u>改正その他の必要な措置</u>を講ずるものとする。                  3 議会は、前項の見直しに当たっては、<u>市民の意見を聴くために必要な措置</u></p>

	<p>を講ずるものとする。</p> <p><b>【解説の修正内容】第2項の解説の一部を削除、新たに第3項の解説を追加</b></p> <p>○第2項は、随時の見直しを定めるものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化、前項の規定による検証の結果などを十分考慮し、この条例を必要に応じて見直して、条例の改正などの措置を講じていくものである。<del>なお、本項の「必要な措置」の中には、議会内部で見直し作業をおこない、その見直し案をもって市民の意見を聴いて改正案をまとめていく作業も含まれているものである。</del></p> <p>○第3項は、<u>前項の見直しを行うに当たっては、議会内部で見直し作業を行い、その見直し案をもって市民の意見を聴いて改正案をまとめていくなど、市民の意見を聴くための措置を講じていくものである。</u></p>
--	---

No.41	ご意見の該当箇所：第28条 見直し等
ご意見	見直しに関しては自治基本条例第43条の見直し規定に準じてください。議会に主導権があるお手盛りの見直しでは前文にある、市民の信託や市民主権がどこかに行ってしまいます。
対応状況	反映
議会の考え方	<p>ご意見を踏まえて条文を次のように修正し、あわせて解説も修正します。</p> <hr/> <p><b>【条文の修正内容】第2項の一部を修正、新たに第3項を追加</b></p> <p>2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の<u>改正その他の必要な措置</u>を講ずるものとする。</p> <p>3 <u>議会は、前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><b>【解説の修正内容】第2項の解説の一部を削除、新たに第3項の解説を追加</b></p> <p>○第2項は、随時の見直しを定めるものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化、前項の規定による検証の結果などを十分考慮し、この条例を必要に応じて見直して、条例の改正などの措置を講じていくものである。<del>なお、本項の「必要な措置」の中には、議会内部で見直し作業をおこない、その見直し案をもって市民の意見を聴いて改正案をまとめていく作業も含まれているものである。</del></p> <p>○第3項は、<u>前項の見直しを行うに当たっては、議会内部で見直し作業を行い、その見直し案をもって市民の意見を聴いて改正案をまとめていくなど、市民の意見を聴くための措置を講じていくものである。</u></p>

No.42	ご意見の該当箇所：第 28 条 見直し等
ご意見	<p>自治基本条例においては第 43 条で「市民の声を聞くために必要な措置を講じなければならない。」としていますので、同じ精神を持って第 3 項として「議会は、前 2 項の見直しにあたっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。」としてください。このことは第 8 条の市民参画及び協働にも合致することです。</p>
対応状況	反映
議会の考え方	<p>ご意見を踏まえて条文を次のように修正し、あわせて解説も修正します。</p> <hr/> <p><b>【条文の修正内容】第 2 項の一部を修正、新たに第 3 項を追加</b></p> <p>2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の<u>改正その他の必要な措置</u>を講ずるものとする。</p> <p>3 <u>議会は、前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><b>【解説の修正内容】第 2 項の解説の一部を削除、新たに第 3 項の解説を追加</b></p> <p>○第 2 項は、随時の見直しを定めるものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化、前項の規定による検証の結果などを十分考慮し、この条例を必要に応じて見直して、条例の改正などの措置を講じていくものである。<del>なお、本項の「必要な措置」の中には、議会内部で見直し作業をおこない、その見直し案をもって市民の意見を聴いて改正案をまとめていく作業も含まれているものである。</del></p> <p>○第 3 項は、<u>前項の見直しを行うに当たっては、議会内部で見直し作業を行い、その見直し案をもって市民の意見を聴いて改正案をまとめていくなど、市民の意見を聴くための措置を講じていくものである。</u></p>

その他

No.43	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	市長等には、職員も含むとして、第11条で市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という）と、略称規程を設けていますが、責任、権限の移譲範囲が明確でない一般職員まで含めるのは如何なものでしょうか。係長、課長以上の所謂管理職、或いは相当職（相当資格者）とすべきではないでしょうか。第17条に、市長等は・・・議長又は委員長の許可を得て『反問』することができるとしており、果たして、一般職員が議会の場で反問できるか疑問であり、寧ろ不可能と言えないでしょうか。
対応状況	反映不可
議会の考え方	法律上、市長、副市長及び各行政委員会の長は特別職、教育長、会計管理者及び部長以下の職員が一般職の職員となります。議会の本会議に出席するのは、市長、副市長、各行政委員会の長と部長であり、また委員会には副市長のほか、副課長以上の職員が出席し、答弁等は原則として課長以上の職員が行うことになっております。したがって、一定の権限と職責を有する人が出席することから反問権の行使はできるものと考えておりますし、そのような職員がこれからの市政に求められるものと考えております。

No.44	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	自治基本条例では、都市内分権の推進を定め、地域協議会の設置、地域協議会委員の選任を定めています。地域協議会、構成する協議会委員と議会とは、今後の上越市の「まちづくり」を進める上で、連携、関係性等について、ますます濃密なものにしなければならないものと考えます。上位に位置付けされる議会、議員との交流及び連携、指導の推進をはかる上で、本条例の中に一文表記できないものでしょうか。
対応状況	反映不可
議会の考え方	今後の議会活動の中で地域協議会との連携を図ることは大切だと考えておりますが、まずは市民との意見交換会にご参加いただきたいと考えております。なお、今後、地域協議会や各種団体等との個別の意見交換会も考えてまいります。

No.45	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	30年ほど前から、市民立法の制定などは市民活動家と市民派議員が一緒になって全国各地で取り組んできました。今回の「議会基本条例」の審議過程の中に、市民が加わってやられたんですか。 14市町村の合併協議の課題として「自治基本条例の早い時期の制定」があった。市役所木田庁舎の職員および13区に働いている各総合庁舎の職員と公募による市民で2年半をかけて討議し、議会側との協議を踏まえて議会で制定された。これは市民参画として高く評価されている。この自治基本条例の制定に私も加わったが、精力的に動いた事務局職員の努力もあって市役所職

	員と市民と議会の協働の力で知恵を出し合った成果だ。しかし「議会基本条例（案）」制定のこれまでの経過はこのことを学んでいない。議員と議会運営について審議に市民参画の機会を十分に広げたとは言い難い。
対 応 状 況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	<p>条例の検討に当たり、公募市民を含めての検討も論議しましたが、この条例は、議会の内部統制的な性格を持っているため、まずは、現在の議会の活動実態を熟知している議員が、問題点や改善方法を自ら考えながら検討作業を進めるのが一番良いのではないかと判断し、検討を進めてきました。議員自身の考えがきちんと整理され、ある程度市民に説明ができるようになった時、市民説明会やパブリックコメントなどで市民の意見を聴き、それらを反映させていくことを考えていたため、公募しなかったものです。自治基本条例にうたわれている議会、市民、市長の権限や責務などを尊重して、整合を図りながら検討に取り組んできましたので、市民の皆さんの意向は、自治基本条例を通じて間接的に議会基本条例の中に反映されていると理解しています。</p>

No.46	ご意見の該当箇所：その他
ご 意 見	<p>素朴な質問であるが、今まで議員の方々がどういう気持ちでやってきて、どう変えるのか教えてもらいたい。私は「絵に描いた餅になるのでは」と心配している。提案した首長側から秘密裡に議員への工作が行われるのではないか。そして、水面下でやる駆け引きが発覚した場合の懲罰は明記されているのか。某議員が何人かの議員に回って根回ししたり、市長が個別に議員に働きかけたとも聞いている。</p>
対 応 状 況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	<p>議会審議において、議員は公開の議会の場で議論を尽くしていくことを是としてこの条例を定めることにしています。ご指摘の「絵に書いた餅」とならないよう議会が一丸となって取り組んでまいります。なお、根回し等を是認するものではありませんが、地方自治法上、議会が懲罰を科することができるのは、地方自治法並びに会議規則及び委員会条例に違反した場合に限られ、本条例により新たに懲罰を科することはできません。また、収賄などの罪を構成しない限り現行法上、違法ではありません。</p> <p>ご意見のようなご懸念が生じないように、この条例の規定にのっとり、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指してまいります。</p>

No.47	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	この条例は、誰のための条例なのか。議員自らが議会運営の改善・活性化をしようとしても、現状を見れば市民の手を借りなければ自浄作用できないということではないか。議会、議員は市民の選挙で選ばれるという間接民主主義であるが、直接民主主義の良さを取り入れて欲しい。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	<p>この条例は、最終的には市民のための条例です。住民の意思を代表する議員・議会が自らを律し、その活動等を活性化させることは、最終的には市民の福祉の向上に寄与するものと考えております。また、これまでも議会改革に取り組んできましたが、今後更なる改革を自ら進める意思を持ってこの条例を定めようとしていることをご理解いただきたいと思います。</p> <p>なお、法律上直接民主主義の採用は難しいものですが、市民参画の機会の確保や意見を聴く機会の確保などで、市民に開かれた、市民本位の議会を目指してまいりますので、よろしくお願いたします。</p>

No.48	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	議会基本条例の制定の必然性がどこにあったのか、(案)の中には見当たらない。議員自らがどこをどのようにかえていくのか熱意が伝わってこない。そもそも議会の中は不透明だ。信託を受けた市民の意見を聞くべきである。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	議会に対し、ご意見のような考えをお持ちの市民もいることも踏まえた上で、議会改革を進め、より透明で開かれた議会とするための第一歩として、議会・議員を律する条例を定めて、その姿勢を宣言する意味も持っている条例でありますので、ご理解ください。

No.49	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	議会条例が市民にとってなぜ必要なのか、説明を聞いても文案からもわからない。今までの議員活動および議会運営の総括が必要だと思う。地域や市民の意見を聞かないで進めてきたのは問題だ。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	<p>この条例で議員・議会が自らを律し、議会を活性化させることで、最終的には市民の福祉の向上につながるものと考えており、これまでの議会に対するご批判の意見があることも含め、議会改革を進めるための第一歩となる条例と考えております。今後、市民の皆様が投票などその他の権利を行使するに当たって、この条例に即した活動をしているかどうかの一つの判断基準となるものと考えております。</p> <p>なお、議員が作り上げた案文を持って説明会やパブリックコメントで市民の皆様のお見聞しておりますので、意見を聞かないで進めてきたというご批判には当たらないものと考えております。</p>

No.50	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	この「議会基本条例」が制定すると、議員および議会が市民に対して新たな義務を課すことになる。そのところを議員および議会はわかっている、そういう気持ちになっているのか疑問だ。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	この条例の条文案には、市民に新たな義務を課す事項はないと考えております。なお、議会としてこの条例を可決した以上は、議会、議員として条例の規定に従い、その責務を果たしていく決意で臨んでいきます。

No.51	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	健全な議会の基は、自らの力量を高めるために努力する議員の姿勢にある。地方自治法は議員の本分や議会の機能について細かく定めている。この原点に忠実であれば、屋上屋を架す「議会基本条例」はまったく必要でない。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	地方自治法には議会や議員の権限などは規定されておりますが、ご意見のような議員の姿勢までは規定されておられません。そのような中で、議会改革を進め、より開かれた議会にしていこうという姿勢を示す条例を作ることは、屋上屋を架すものではないと考えております。

No.52	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	本条例(案)に、広報広聴委員会、課題調整会議、政策形成会議の設置が記載され、市民の多様な意見に対する取り組みを強化し、議会と市民の協働を推進したいとの意気込みに敬意を表したいと思います。それ故に、これら新設予定の具体的な中身はこれからとなりますが、実行がスムーズに展開するために、別に定められたら、市民の意見を聴くための処置を講じて頂きたいと考えます。それこそが広報広聴の原点と考えます。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	別に定める事項については要綱等で定めるものであるため、パブリックコメントまでは予定しておりませんが、定めた要綱等については議会ホームページなどで公表していく予定ですので、ご意見があれば議会ポスト等でお寄せください。反映させるべき意見は積極的に反映してまいります。

No.53	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	市民の意見の反映について、市民はどのように多様な意見を議員や議会、会派に伝えたら良いかわかりませんし情報もありません。折角の条例ですのでこのところを市民によく分かるように記述して下さい。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	議会に対するご意見等の出し方については、現状では、法定の請願や陳情のほか、意見交換会での発言、議会ポストへの手紙、FAX、メール、さらに任意の議員や会派に対する陳情などがあります。法定のものは除き、市民の皆さんの意見を聴く方法は固定されたものではなく、今後よい手法があれば積極的に取り入れていきたいという考えもありますことを含め、意見・要望の出し方などについては議会報や市議会ホームページでご紹介していきたいと考えております。

No.54	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	「別に定める。」事項に関しては本条例と同様に市民の声を聞いて反映させるようにしてください。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	別に定める事項については要綱等で定めるものであるため、パブリックコメントまでは予定しておりませんが、定めた要綱等については議会ホームページなどで公表していく予定ですので、ご意見があれば議会ポスト等でお寄せください。反映させるべき意見は積極的に反映してまいります。

No.55	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	市民の意見の反映について、第2条(6)において「市民の多様な意見を的確に把握し、」とあります。第3条(2)においても「市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、」とあります。第8条においても「市民との意見交換の場を多様に設けて、」とあります。 しかしながら、市民はどのようにして市民の多様な意見を議員や議会、会派に伝えたら良いかの情報がありません。これらの条文や解説を見てもわかりません。このところを条文なり解説に、市民によく分かるように記述して下さい。議会からの情報公開については第7条、第8条、第9条、第10条にしっかり記述があります。
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	議会に対するご意見等の出し方については、現状では、法定の請願や陳情のほか、意見交換会での発言、議会ポストへの手紙、FAX、メール、さらに任意の議員や会派に対する陳情などがあります。法定のものは除き、市民の皆さんの意見を聴く方法は固定されたものではなく、今後よい手法があれば積極的に取り入れていきたいという考えもありますことを含め、意見・要望の出し方などについては議会報や市議会ホームページでご紹介していきたいと考えております。

No.56	ご意見の該当箇所：その他
ご意見	<p>第9条議会報告会、第10条広報広聴委員会、第18条課題調整会議及び政策形成会議、第21条附属機関の設置、に関しては「別に定める。」としていますが、「別に定める。」事項に関しても本条例と密接不可分でありますのでパブリックコメントを実施するなど、何らかの形で市民の声を反映させるようにしてください。</p>
対応状況	<b>反映不可</b>
議会の考え方	<p>第21条の附属機関の設置については、条例で定めることとなりますので、必要に応じてパブリックコメントを実施することもあります。その他のものについては規程等で定めるものであるため、パブリックコメントまでは予定しておりません。定めた規程等については議会ホームページなどで公表していく予定ですので、ご意見があれば議会ポスト等でお寄せください。反映させるべき意見は積極的に反映してまいります。</p>